

令和6年9月19日

京都消費者契約ネットワークと株式会社CRAVE ARKSとの間の 控訴審における裁判上の和解について

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判上の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（以下「京都消費者契約ネットワーク」という。）が、通信販売業等を営み、化粧品（以下「本件商品」という。）を定期購入契約で販売する株式会社CRAVE ARKS（以下「CRAVE ARKS」という。）に対し、この契約は、申込み後、本件商品1個を初回特別価格として通常価格から約79%割り引いた額である税別1980円で、30日後に2回目として本件商品2個を通常価格から約38%割り引いた額で、その後も60日毎に本件商品2個を同額で継続して購入する内容であり、2回目分を購入せずに解約する場合には、初回特別価格と通常価格との差額を支払わなければならない条件が付されているところ、本件商品を初回限定で定価より低額で購入できるとする表示が、初回分1個の購入後は2回目分を購入しなければ、初回分につき通常価格との差額を支払う必要があるにもかかわらず、初回分1個だけを初回特別価格で購入可能であると誤認させるものであり、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第30条第1項第2号^(※1)の有利誤認表示に当たるとして、上記表示を含め、CRAVE ARKSのウェブサイトにおいて本件商品1か月分だけを税別1980円で購入可能であるかのように示す表示をしてはならないことを求めた事案である。

原判決（京都地方裁判所が令和5年8月30日に言渡し）が、京都消費者契約ネットワークの請求を棄却したところ、京都消費者契約ネットワークが控訴した（以下京都消費者契約ネットワークを「控訴人」、株式会社CRAVE ARKSを「被控訴人」という。）。

(※1) 景品表示法

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 [略]

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

2・3 [略]

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和6年6月4日、控訴人と被控訴人との間で、別紙のとおり裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（法人番号 7130005005215）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社CRAVE ARKS（法人番号 2011001122581）

4. 当該判決に関する改善措置情報^(※2)の概要

なし

(※2) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

消費者庁消費者制度課

電話番号:03-3507-8800(代表)

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

和解条項

- 1 被控訴人は、下記 1 の「対象となる表示」を行う場合には、消費者がインターネット上の検索エンジンやバナー広告等を経由して最初にアクセスすることとなる被控訴人が管理するウェブサイト（以下「ランディングページ」という。）のうち、消費者が早期に視認する蓋然性が高い箇所（例えば、契約締結に必要となる氏名等の事項を入力する画面に遷移するためにランディングページに設置されたボタンのうち、最初に表示されるボタン付近はこれに含まれる。）において、下記 2 記載の表示を商品の価格等と同じサイズで表示する、パーソナルコンピュータの場合において標準設定で 12 ポイント以上の文字で表示する、色文字・太文字を用いる等して表示するなど明瞭な方法で、かつ、他の事項に隠れて埋没してしまうようなことがないように表示する。
- 2 被控訴人は、下記 1 の「対象となる表示」を行う場合には、消費者が契約のため個人情報を入力することとなる被控訴人が管理するウェブサイト（以下「チャットボット等」という。）のうち、消費者が早期に視認する蓋然性が高い箇所（例えば、契約締結に必要となる氏名等の事項を入力する箇所のうち、最初に入力を求める箇所付近はこれに含まれる。）において、下記 2 記載の表示を商品の価格等と同じサイズで表示する、パーソナルコンピュータの場合において標準設定で 12 ポイント以上の文字で表示する、色文字・太文字を用いる等して表示するなど明瞭な方法で、かつ、他の事項に隠れて埋没してしまうようなことがないように表示する。

記 1

【対象となる表示】

(表示媒体)

被控訴人ウェブサイト

(対象となる商品)

KiraBika ビューティセラムファンデーション

(表示内容)

対象となる商品について、「初回特別価格 79%OFF!!1980 円」と表示する等、対象となる商品 1 か月分の価格を強調する表示

記 2

きらびか定期コース

初回価格：2,178 円（税込）個数 1 個

2 回目：13,090 円（税込）個数 2 個

3 回目：13,090 円（税込）個数 2 個

送料 0 円

手数料：209 円（購入回数に関わらず、購入ごとに発生いたします。）

初回のお支払い額（税込）2,387 円

2 回目以降の各回お支払い額（税込）13,299 円

回数のお約束はございませんが、転売防止のため、初回の商品お受け取り後、2 回目を受け取らずにご解約される場合は、商品価格 10,560 円（税込）と初回にお支払いいただいた 2,178 円（税込）との差額分の 8,382 円（税込）のお支払いが必要となります。（振込手数料はお客様負担となります。）一時休止・再開・解約については、次回お届け予定日の 15 日前までにお電話(0570007999)またはメール、解約専用チャットにてご連絡ください。※解約のご連絡があるまで継続する期限の定めのない契約です。

3 控訴人は、その余の請求を放棄する。

4 訴訟費用は各自の負担とする。

以上